

# 上山市中小企業人材養成事業補助金

お問合せ先 上山市産業観光課 023-672-1111（内線181・183）

従業員の研修を行う中小企業へ補助金を交付します

## ◆対象事業者

市内に本社または事業所を持つ**中小企業**または**個人事業主**で補助対象業種は以下の通り

**一般枠・オーダーメイド枠**：**製造業**を営む者

**地域課題解決枠**：**全業種**

## ◆補助対象枠・補助対象経費

### ○一般枠

市内企業が**従業員**を各種研修機関が開催する**研修へ派遣**する  
対象経費：**受講料・教材費**

### ○オーダーメイド枠（事業実施前にご相談ください）

市内事業所へ**講師等を招いて**従業員に対する**研修を実施**する  
対象経費：**研修機関等から請求を受けた事業実施費**

※業務に就業する上で義務付けられている研修については、労働安全衛生法第61条に定める**技能講習に限る**（下記のとおり）

※令和7年度より特別教育はすべて対象外

床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、  
ガス溶接技能講習、フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、  
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、  
車両系建設機械(解体用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、  
不整地運搬車運転技能講習、高所作業車運転技能講習、玉掛け技能講習、  
ボイラー取扱技能講習

### ○地域課題解決枠（事業実施前にご相談ください）

「**中心市街地の賑わい創出**」「**地域資源を活用した交流人口の拡大**」

「**地域資源の組み合わせによる地域産業の振興**」に関連した研修へ**従業員を派遣**または市内事業所へ**講師を招いて**実施する。

対象経費：**受講料・教材費・研修機関等から請求を受けた事業実施費**

## ◆交付額

対象経費の**2分の1**以内の額

1事業につき、1人当たり**上限3万円**

1事業者当たり**上限20万円**／年度

## ◆申請・お問い合わせ先

上山市産業観光課企業誘致推進室

電話：023-672-1111（内線181,183）

メール：[k-yuuchi@city.kaminoyama.yamagata.jp](mailto:k-yuuchi@city.kaminoyama.yamagata.jp)